

第4回高津区上作延地区住居表示検討委員会

次 第

日 時：令和4年3月16日（水）午前9時半から

場 所：高津区役所5階 第2、3会議室

1 挨拶 市民文化局戸籍住民サービス課長

2 議 題

(1) 上作延地区の新町界・新町名の確認及び承認について

(2) 今後のスケジュールについて

(3) その他

3 配付資料

資料1 上作延地区新町界・新町名（案）

資料2 今後のスケジュールについて

その他 新町界・新町名（案）について（承認・報告用紙）

（事務局）

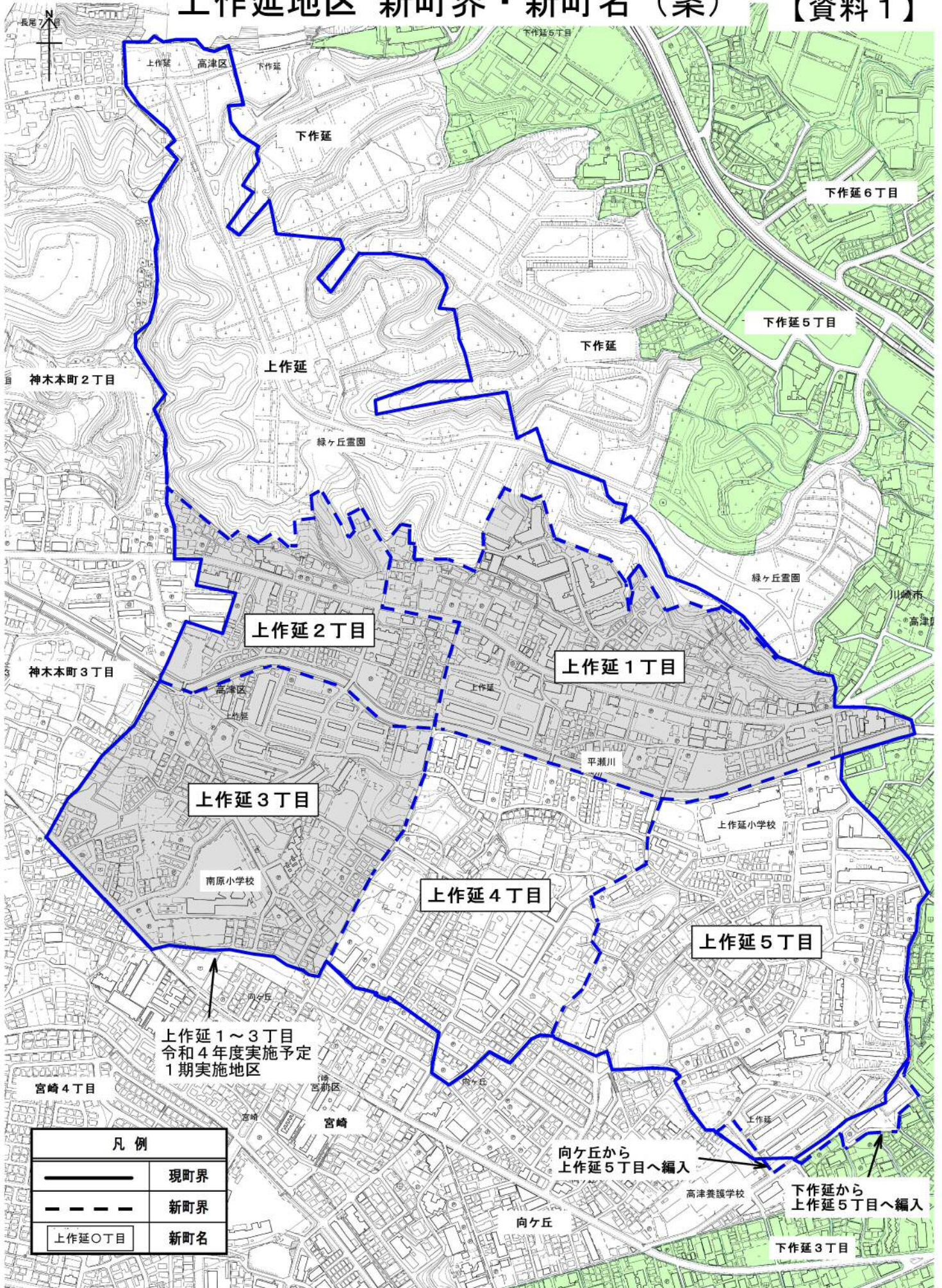
川崎市市民文化局戸籍住民サービス課

担当：田中、平山、萩本

電話：044-200-2736

上作延地区 新町界・新町名 (案)

【資料1】



上作延1～3丁目
令和4年度実施予定
1期実施地区

凡例	
	現町界
	新町界
	新町名

向ヶ丘から
上作延5丁目へ編入

下作延から
上作延5丁目へ編入

今後のスケジュール（予定）

令和4年3月現在

時 期	内 容
令和4年3月16日	第4回検討委員会 ・新町界・新町名（案）の最終承認。
令和4年3月中	・検討委員から確認書の提出 ・検討委員長から市民文化局長へ提出する報告書の作成（事務局作成） ⇒ 市民文化局長へ新町界・新町名（案）の報告書提出 ・ <u>令和4年度の住居表示実施地区</u> の決定
令和4年3月末	告示手続（5条の2） ※3月末～4月にかけて告示する。
令和4年6月	・町区域の設定について議決（地方自治法第260条第1項） ・実施区域及び方法の議決（住居表示に関する法律第3条第1項）
令和4年7月	・令和4年度実施地区を対象に実態調査の協力をお願いする「住居表示実施について」のお知らせを配布 ・「住居表示実施について」お知らせの町内会掲示板への掲示
令和4年7月～	・上作延地区の道路や建物等の形状の調査（実態調査）
実施日1カ月前	・実態調査の情報をもとに新しい住所を各世帯に通知（配布）
令和5年1月以降	◎住居表示の実施

委員の皆様へ

委員の皆様には、今後とも、これまでどおり地域の方への説明等のご協力を賜りたいと存じますので、住居表示実施日（完了）まで、よろしくお願いいたします。